

高濃度PCB廃棄物を 代執行により搬出・処分します



ターゲット: 11.6

令和5年1月6日

郡山市環境部

3R推進課

課長 小野 浩幸

TEL: 924-2181

SDGs ターゲット11.6 「2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」

本市において、本来、所有者の責任で処理（処分期限：2022年3月31日）しなくてはならない高濃度PCB廃棄物2台を保管しておりましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法（以下、PCB特措法）第13条第1項に基づき、行政代執行により搬出及び処分を行います。

1 搬出日時 1月13日(金) 午前9時30分～午前10時(予定)

2 対象

事由	PCB廃棄物の種類等	保管場所
不法投棄	コンデンサ 1台	河内クリーンセンター倉庫
所有者不存在	コンデンサ 1台	河内クリーンセンター倉庫

3 内容 保管場所から処理施設までPCB廃棄物を収集運搬し、処分を行う。

処分事業者：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

（処理施設 北海道PCB処理事務所）

収集運搬事業者：山九株式会社 東北支店

4 処理費用 PCB廃棄物の処分及び収集運搬料 計 1,987千円（市費 481千円）

※(独)環境再生保全機構のPCB処理基金により上記費用の75%が助成されます。

5 搬出場所 河内クリーンセンター（郡山市逢瀬町河内字西午房沢59）

〈代執行の概要〉

- ▼PCB特措法において、PCB廃棄物の処分期間は、保管されている地域・PCBの濃度・含有している機器の別ごとに設定されており、高濃度のコンデンサは本来、2022年3月31日までに保管事業者が処分しなければなりません。
- ▼高濃度PCB廃棄物の保管事業者が処分期限までに自ら処分又は処分を他人に委託していない場合は、郡山市は処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることとなりますが、命ずべきものを確知することができないときは、あらかじめ公告をしたうえで代執行を行うこととなります。
- ▼当該コンデンサについては、処分その他必要な措置を講ずるよう命ずべき者を確知することができないため、2022年8月1日から31日までPCB特措法に基づく公告を行い、保管事業者（処分の責務者）の不存在を確定し、代執行実施の決定をしたものです。